

議案第二十九号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年三月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第一号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号口中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号へ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一

般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）を削り、同条第二号口中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号ハ中「国民健康保険給付費等交付金（「及び」をいう。ニにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。ニにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号ニ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第十四条の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第十五条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十五条の四の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の七・一七（一般被保険者に係る）」を「百分の八・六九（「」に、「百分の六十二」を「百分の六十四」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「四

万五千円（一般被保険者に係る」を「四万九千百円（」に、「百分の三十八」を「百分の三十六」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第十五条の五から第十五条の七までを次のように改める。

第十五条の五から第十五条の七まで 削除

第十五条の八中「又は第十五条の五」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）」を削る。

第十五条の九の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号イ中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号口中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十五条の十の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第十五条の十一の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十五条の十二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の二・四二（一般被保険者に係る）」を「百分の二・八〇（」に、「百分の六

十二」を「百分の六十四」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「一万五千百円（一般被保険者に係る）」を「一万六千五百円（）」に、「百分の三十八」を「百分の三十六」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第十五条の十三から第十五条の十五までを次のように改める。

第十五条の十三から第十五条の十五まで 削除

第十五条の十六中「又は第十五条の十三」を削り、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）は、二十二万円」を「は、二十四万円」に改める。

第十六条第二号イ中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号口中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十六条の四第一号中「百分の二・〇七」を「百分の二・三六」に、「百分の六十一」を「百分の六十三」に改め、同条第二号中「一万六千二百円」を「一万六千五百円」に、「百分の三十九」を「百分の三十七」に改める。

第十九条中「若しくは第十五条の五」及び「若しくは第十五条の十三」を削る。

第十九条の二中「又は第十五条の五」及び「又は第十五条の十三」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第一号イ中「三万千五百円」を「三万四千三百七十円」に改め、

同号口中「一万五百七十円」を「一万千五百五十円」に改め、同号八中「一万千三百四十円」を「一万千五百五十円」に改め、同条第二号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号イ中「二万二千五百円」を「二万四千五百五十円」に改め、同号口中「七千五百五十円」を「八千二百五十円」に改め、同号八中「八千円」を「八千二百五十円」に改め、同条第三号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改め、同号イ中「九千円」を「九千八百二十円」に改め、同号口中「三千二十円」を「三千三百円」に改め、同号八中「三千二百四十円」を「三千三百円」に改める。

第十九条の四第一号イ中「六千七百五十円」を「七千三百六十五円」に改め、同号口中「一万千二百五十円」を「一万二千二百七十五円」に改め、同号八中「一万八千円」を「一万九千六百四十円」に改め、同号二中「二万二千五百円」を「二万四千五百五十円」に改め、同条第二号イ中「二千二百六十五円」を「二千四百七十五円」に改め、同号口中「三千七百七十五円」を「四千二百二十五円」に改め、同号八中「六千四十円」を「六千六百円」に改め、同号二中「七千五百五十円」を「八千二百五十円」に改める。

第十九条の五第二項中「前項に規定する」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改める。

付則第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

## 付 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十七号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするため、本案を提出いたします。